

協定締結等に先立つ調査 記載要領（医療機関あて）

1. 調査の趣旨

感染症法の改正により、今後、新興感染症が発生・まん延した際に、発生初期から効果的に対策を講ずることができるよう、都道府県と医療機関（この場合の「医療機関」には、薬局や訪問看護事業所を含みます）が、医療の提供に関して講ずべき措置に関する協定（医療措置協定）を平時より締結することとされました。（改正感染症法第36条の3 令和6年4月1日施行分）

本調査は、医療措置協定を締結する意向と、その内容について、全ての医療機関に対しお伺いする国のガイドラインに沿った事前調査であり、本調査でご回答いただいた内容を踏まえて、医療措置協定を締結する協議をお願いする予定としております。

なお、国のガイドラインについては以下のホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

2. 調査の前提

○新興感染症の性状は、「新型コロナと同程度」を想定しています。

○国は新興感染症の毒性や感染力等の性状について、速やかな情報収集・提供を行うこととしており、一定程度の情報が判明した後に、感染症指定医療機関以外へ対応を拡げることを想定しています。

○国の方針に沿い、以下の項目の全て、あるいはいずれかについて、協定を締結することを想定しています。

①病床確保 ②発熱外来 ③自宅療養者支援（往診、オンライン診療等）

④後方支援（療養解除後の患者受入） ⑤医療人材派遣

⑥感染症対策に係る訓練・研修の実施 ⑦防護具の備蓄

※⑥、⑦については①～⑤の協定を締結した医療機関と、付属的に締結する項目となります。

○国全体では、新型コロナウイルス感染症で確保した最大規模の体制を目指すこととされていますので、新型コロナ対応の実績に鑑み、ご回答をお願いいたします。

3. 質問項目

調査票を「重点医療機関・入院受入医療機関（コロナ2類相当時）」、「病院・有床診療所」、「無床診療所」に分けており、以下の質問項目を設けていますので、自施設にあてはまる調査様式を使用してご回答ください。

①新型コロナ対応の実績確認

②感染症法の協定締結の意向（調査様式によっては一部項目を省略しています）

ア 病床確保 イ 発熱外来 ウ 自宅療養者等への医療の提供

エ 後方支援（療養解除後の患者受入等） オ 相互応援

カ 感染症対策に係る研修・訓練実施 キ 個人防護具の備蓄

・ア～キについて、まずは協定締結へのご協力の可否について「○・×」でご回答頂き、病床数や人数等の詳細な項目については、協定締結にご協力いただける場合にのみ、ご回答ください。

・カ、キについては、ア～オのいずれかの協定締結にご協力いただける場合にのみ、ご回答ください。